平成２２年（フ）第３６号
横浜市中区長者町９丁目154番地　長者町第３共同ビル303号室
債務者　田代　将誉（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１号
横浜市港南区野庭町673番地　野庭住宅１棟105号
債務者　藤森　藤枝（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４号
横浜市中区曙町１丁目３番地　藤和伊勢佐木町ハイタウン624号室
債務者　石栗　芳恵
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４号
愛知県岡崎市井田町字４丁目130番地　ラ・メゾン・ロトンド106
債務者　小嶋　大祐
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月８日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
愛知県岡崎市日名南町５番地３
債務者　藤田　理世（旧姓笹原）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月８日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６５４号
北海道上川郡東神楽町北１条西１丁目６番４―304号
債務者　川原　大輔
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８４号
北海道旭川市神楽５条３丁目１番20号
債務者　松浦　信一
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８９号
北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛467番地
債務者　虎谷サチ子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６９０号
北海道上川郡当麻町北星１区
債務者　野村由起子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２８号
秋田県大仙市若竹町19番24号　メゾンたけはなＡ―12
債務者　木村　俊文
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１２９号
秋田県大仙市若竹町19番24号　メゾンたけはなＡ―12
債務者　木村エミ子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１５２号
秋田県大仙市松倉字松倉58番地
債務者　小松　久雄
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第２５号
愛知県豊田市上郷町３丁目７番地７　コスモビレッジ15　３―Ｂ号
債務者　高野　慎一
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８４６号
岡山市南区妹尾960番地９
債務者　津賀　末興
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８４７号
岡山市南区妹尾960番地９
債務者　津賀　豊子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部